

【資料5】

事務連絡
令和5年5月11日

都道府県
各 障害保健福祉・衛生主管部（局）
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省医政局地域医療計画課

第8次医療計画における精神病床に係る基準病床数について

平素より、精神保健福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療計画において、同条第2項第17号の規定に基づき、精神病床に係る基準病床数に関する事項を定めることとされています。

第8次医療計画における、精神病床に係る基準病床数については、その算定方法や考え方が、

- ・ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）別表第7（第30条の30関係）
- ・ 医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（平成18年厚生労働省告示第161号）
- ・ 医療計画について（令和5年3月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知）

において、それぞれ示されているところです。

については、令和4年度から実施している「良質な精神保健医療福祉の提供体制構築を目指したモニタリング研究」において、上記省令・告示・通知に基づき、都道府県別の精神病床に係る基準病床数を計算し、別表においてその結果を示しましたので、内容について御了知の上、今後の各都道府県における医療計画の策定の御参考としていただきますようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局 障害者保健福祉部
精神・障害保健課 土屋・駒井

(E-mail) : chiikiseishin@mhlw.go.jp

別表：精神病床に係る都道府県別の基準病床数算定式の計算結果

都道府県	基準病床数算定式の計算結果		都道府県	基準病床数算定式の計算結果	
	(注1)	(注2)		(注1)	(注2)
北海道	15171	(14993 ~ 15351)	滋賀県	1814	(1795 ~ 1819)
青森県	3498	(3460 ~ 3537)	京都府	4198	(4156 ~ 4212)
岩手県	3228	(3192 ~ 3261)	大阪府	15992	(15820 ~ 16135)
宮城県	4602	(4551 ~ 4618)	兵庫県	9869	(9758 ~ 9983)
秋田県	2969	(2934 ~ 3003)	奈良県	2398	(2372 ~ 2423)
山形県	2927	(2896 ~ 2958)	和歌山県	1368	(1349 ~ 1385)
福島県	4185	(4131 ~ 4240)	鳥取県	1345	(1331 ~ 1360)
茨城県	5483	(5411 ~ 5551)	島根県	1829	(1807 ~ 1851)
栃木県	3826	(3772 ~ 3881)	岡山県	3931	(3885 ~ 3976)
群馬県	4307	(4248 ~ 4366)	広島県	7045	(6962 ~ 7128)
埼玉県	12003	(11868 ~ 12029)	山口県	4727	(4665 ~ 4788)
千葉県	10046	(9928 ~ 10122)	徳島県	2832	(2793 ~ 2871)
東京都	19585	(19396 ~ 19585)	香川県	2628	(2596 ~ 2662)
神奈川県	12080	(11952 ~ 12080)	愛媛県	3229	(3191 ~ 3267)
新潟県	5049	(4985 ~ 5114)	高知県	2717	(2685 ~ 2747)
富山県	2564	(2529 ~ 2601)	福岡県	17040	(16844 ~ 17237)
石川県	2811	(2775 ~ 2846)	佐賀県	3414	(3373 ~ 3455)
福井県	1687	(1667 ~ 1707)	長崎県	5643	(5571 ~ 5715)
山梨県	1696	(1676 ~ 1714)	熊本県	6839	(6760 ~ 6918)
長野県	3729	(3686 ~ 3766)	大分県	4059	(4005 ~ 4114)
岐阜県	3320	(3277 ~ 3359)	宮崎県	4359	(4304 ~ 4412)
静岡県	5542	(5483 ~ 5542)	鹿児島県	7217	(7122 ~ 7313)
愛知県	11508	(11375 ~ 11508)	沖縄県	4511	(4460 ~ 4561)
三重県	3699	(3652 ~ 3748)			

注) 基準病床数算定式の計算結果については、「慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」及び「認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」を、それぞれ最大または最小に設定した時の幅を含めて記載している。

注1：慢性期／認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合に、それぞれ0.02を加えた場合

注2：慢性期／認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合に、それぞれ、当該割合が0を下回らない範囲で最も小さくなるよう、0以上0.02以下の値を減じた場合